

桶川市ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領

(平成19年12月25日市長決裁)

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 電子入札の場合の手続（第8条－第25条）

第3章 郵便入札の場合の手続（第26条－第36条）

第4章 雑則（第37条－第44条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、法令及び桶川市契約規則（昭和39年桶川市規則第8号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、市が発注する建設工事及び業務委託について、入札参加の負担軽減、入札・契約事務の効率化及び不正行為の防止を図るため、ダイレクト型制限付き一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ダイレクト型制限付き一般競争入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5及び第167条の5の2の規定に基づき、一定の資格要件を定めて行う一般競争入札で、入札書の提出後に、落札候補者から順に入札参加資格を審査し、適格と認める場合に落札者とする入札をいう。

(2) 落札候補者 入札書を提出した者のうち、有効な範囲内における最低価格提示者をいう。ただし、総合評価落札方式（桶川市建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成20年桶川市告示第165号）第1条に規定する総合評価落札方式をいう。以下同じ。）を適用した場合に

においては、有効な範囲内における価格提示者のうち、総合評価落札方式に係る入札説明書の規定により、技術提案と価格を総合的に評価した値（以下「評価値」という。）が最も高いものをいう。

（対象工事等）

第3条 ダイレクト型制限付き一般競争入札の対象は、設計金額1,000万円以上の工事とする。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

（入札の実施方法）

第4条 ダイレクト型制限付き一般競争入札は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札により行う。

2 前項の規定にかかわらず、ダイレクト型制限付き一般競争入札を電子入札により行わない特別の理由があるときは、第3章に定めるところにより郵便入札を行うものとする。

（入札参加資格）

第5条 ダイレクト型制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 桶川市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、桶川市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成6年桶川市告示第33号。以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止措置及び桶川市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年桶川市告示第46号）に基づく排除措置を、当該工事又は委託業務の公告日から入札（開札）日までの間、受けていないこと。

(2) 入札の公告をした日から開札日までの間において、次に掲げる者のいずれにも該当していない者であること。

ア 施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない

者又は当該工事若しくは業務委託の入札日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令（事前通知を含む。）を受けている者

(3) 前2号に掲げるもののほか、工事又は業務の種類、規模等により案件ごとに定めるもの

（入札参加資格要件の決定）

第6条 市長は、ダイレクト型制限付き一般競争入札を執行しようとするときは、桶川市工事等請負業者審査委員会規程（昭和47年桶川市規程第9号）に基づく桶川市工事等請負業者審査委員会に次の事項を諮り、決定するものとする。

(1) 入札参加資格要件

(2) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）への発注の適否及び構成員数

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（共同企業体に発注する場合の取扱い）

第7条 共同企業体の結成は、入札に参加しようとする者が自主的に結成する自主結成方式とする。その他の手続は、桶川市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成7年6月21日市長決裁）に基づき行うものとする。

- 2 資格要件は、構成員及び共同企業体それぞれについて設ける。
- 3 資格審査資料は、結成された共同企業体から提出するものとし、単独企業からの申請は認めないものとする。
- 4 当該工事の共同企業体の構成員は、当該工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。

第2章 電子入札の場合の手続

(入札公告等)

第8条 入札公告は、電子入札システム又は桶川市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載して行うものとする。

- 2 入札公告及びダイレクト型制限付き一般競争入札関連書類の写しは、入札参加希望者が必要に応じて電子入札システム又はホームページからダウンロードして使用するものとする。

(設計図書の配布)

第9条 入札参加希望者への設計書、設計図面、共通仕様書及び特記仕様書（以下「設計図書」という。）の配布は、原則として、入札参加希望者が電子入札システムから設計図書をダウンロードすることにより行うものとする。ただし、電子入札システムによる交付が困難な場合は、郵送等により貸与又は配布することができるものとする。この場合の貸与又は配布方法は、公告等において明示するものとする。

- 2 前項の規定による設計図書の貸与又は配布方法は、公告等において明示するものとする。
- 3 入札参加希望者は、電子入札システムから設計図書をダウンロードすることができない場合は、コンパクトディスク等の電子媒体（以下「電子媒体」という。）を利用して契約事務担当課から、電子ファイルの交付を受けることができる。

(設計図書に対する質問等)

第10条 配布された設計図書に対する質問は、入札公告に記載された期

日までに、電子入札システムにより行うものとし、回答は、入札公告に記載された期日までに、電子入札システムにより行う。

- 2 第13条第4項の規定により紙入札方式での参加の承認を受けた者についての設計図書に対する質問及び回答については、第28条の規定を準用するものとする。

(設計図書の公表)

- 第11条 設計図書は、入札公告後速やかに、契約事務担当課において閲覧に供するものとする。

(現場説明)

- 第12条 現場説明会は、原則として行わないものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(入札参加)

- 第13条 入札参加希望者は、入札公告に定められた期間内に、電子入札システムにおいて当該案件に対し競争参加資格確認申請書を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

- 2 前項の申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

- 3 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて競争参加資格確認申請書を提出できないやむを得ない理由（桶川市電子入札運用基準（平成26年3月19日市長決裁）7-1に規定する理由）があるときは、競争参加資格確認申請書の提出期限までに紙入札方式参加申請書（桶川市電子入札運用基準様式1）を契約事務担当課宛てに提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

- 4 前項の申請書を提出し、市長の承認を受けた者は、入札に参加することができる。

(入札書等の提出)

第14条 前条の規定により入札に参加した者（以下この章において「入札参加者」という。）は、入札公告に定めるところにより、入札書、工事費等内訳書及び入札公告において指定した書類（以下「入札書等」という。）を、入札公告に定めた期間内に、電子入札システムにより提出しなければならない。

2 入札書等は、電子入札システムのサーバーへの記録がされた時に本市に提出されたものとする。

3 入札参加者は、やむを得ない理由があるときは、書面により入札書等を提出することができる。この場合において、入札参加者は、入札公告に定めた入札書の提出期限内に、紙入札方式参加申請書を契約事務担当課宛てに提出し、市長の承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定により市長の承認を受けた入札参加者については、前項後段の規定は、適用しない。

5 入札参加者が入札書を提出しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

（書面による入札書等の提出の手続等）

第15条 前条第3項の規定により書面により入札書等を提出しようとするときは、入札公告に定めた入札書の提出期間内に契約事務担当課に到達するように、封かんした入札書等を、一般書留又は簡易書留のいずれかの郵送方法で提出するものとする。ただし、再度入札における提出方法は持参とする。

2 第29条の規定は、前項本文の規定による書面による入札書等の提出において準用するものとする。

（入札保証金）

第16条 入札保証金は免除する。ただし、落札者が正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

(入札書等の書換え等の禁止)

第17条 入札をした者(以下「入札者」という。)は、提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札書等の管理)

第18条 契約事務担当課は、書面により受領した入札書等を、施錠できる保管場所において厳重に管理するものとする。

2 契約事務担当課担当者及び入札執行者は、開札前においては、いかなる理由があっても入札書等の封筒を開封してはならない。

(入札の辞退)

第19条 入札参加者は、入札書の提出前は、いつでも入札を辞退することができる。

2 前項に定めるところにより入札参加者が入札を辞退するときは、入札公告に定めた入札書等の提出期間内に電子入札システムにより入札辞退届を提出するものとする。ただし、第13条第3項及び第4項の規定により書面による入札書等の提出が認められた入札参加者にあつては、入札公告に定めた入札書等の提出期限までに入札辞退届を持参又は郵送(郵送については入札書等の提出期間内に到着するものに限る。)により契約事務担当課宛てに提出するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、入札者は、入札書の提出後にやむを得ない事由が生じたときは、開札前まで辞退することができる。

4 前項に定めるところにより入札者が入札を辞退するときは、入札辞退届を持参又は郵送(郵送については開札日の前日までに到着するものに限る。)により契約事務担当課宛てに提出するものとする。

5 入札執行者は、入札書の提出後の辞退にやむを得ない事由があると認めないときは、入札辞退届を受理しないものとする。

(入札の中止等)

第20条 入札執行者は、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたと

きその他必要があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

- 2 入札執行者は、入札参加者による連合、入札の妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(開札等)

第21条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において、電子入札システムにより行う。ただし、第14条第3項の規定により書面により入札書等を提出した入札者がいる場合は、入札執行者は、開会を宣言した後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に登録された入札書と電子入札システムにより提出された入札書を一括して開札するものとする。

- 2 開札は、公開とし、入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。

- 3 立会いを希望する入札者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。ただし、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 再度入札は1回までとする。この場合の実施の有無は公告等において明示するものとする。

- 5 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において次の各号のいずれかに該当した者は、再度入札に参加することができない。

(1) 次条に規定する無効の入札をした者

(2) 桶川市建設工事最低制限価格制度取扱要綱（平成23年6月10日市長決裁）第1条に規定する最低制限価格未満の価格の入札をした者

(3) 総合評価落札方式を適用した場合において、次のいずれかに該当す

る者

ア 桶川市建設工事低入札価格調査制度取扱要綱（平成28年2月1日市長決裁）第4条第1項に規定する失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）未満の価格の入札をした者

イ 桶川市建設工事低入札価格調査制度取扱要綱第3条第1項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）未満で失格基準価格以上の価格の入札（失格基準価格を設定しない場合は、当該調査基準価格未満の価格の入札）をして、同要綱第8条に規定する低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を行った結果、落札候補者とされなかった者

（入札の無効）

第22条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (3) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより提出した者がした入札
- (4) 工事費等内訳書又は入札公告において示したものを提出しない者がした入札
- (5) 不備な工事費等内訳書を提出した者がした入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 入札後に辞退を申し出て、その申出を入札執行者に受理された者がした入札
- (8) 紙入札による場合で、次のいずれかに該当する入札をした者がした入札
 - ア 記名押印を欠くもの
 - イ 金額の記入がないもの
 - ウ 金額を訂正したもの
 - エ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

の

オ 押印された印影が明らかでないもの

カ 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

キ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

ク 他人の代理を兼ねた者がしたもの

ケ 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(9) 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札
(落札候補者の決定)

第23条 入札執行者は、開札後、入札価格が予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として決定し、入札価格及び業者名を公表した上で、落札決定を保留し、資格審査を行い、後日落札決定する旨を宣言するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総合評価落札方式を適用した場合においては、入札価格が予定価格の制限の範囲内（失格基準価格を設けた場合は、予定価格と失格基準価格の範囲内）で、評価値の最も高い者を落札候補者として決定し、入札価格及び業者名を公表した上で、落札決定を保留し、資格審査を行い、後日落札決定する旨を宣言するものとする。ただし、桶川市建設工事総合評価落札方式実施要綱第3条第1項第2号に規定する事項について、同条第2項に規定する埼玉県総合評価審査小委員会の意見の聴取を要するときは、落札候補者の決定を保留し、当該意見聴取の終了後に落札候補者を決定し、資格審査をした後、後日落札決定する旨を宣言するものとする。

3 落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、入札参加資格審査の結果が適格と認められる場合のみ低入札価格調査を行う旨を併せ

て宣言する。ただし、総合評価落札方式を適用した場合には、低入札価格調査は、入札参加資格審査を実施する前に行うものとする。

- 4 入札執行者は、落札決定の保留を電子入札システムにより入札者に通知する。

(くじによる落札候補者の決定)

第24条 開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした者（総合評価落札方式を適用した場合には、評価値が最も高い者）が2人以上あるときは、入札者があらかじめ入札書に記入した任意の数値を用いて電子入札システムの電子くじを実施して、落札候補者を決定する。この場合において、第14条第3項の規定により書面により入札書等を提出した入札者がいる場合は、入札執行者は、当該入札者が入札書に電子くじ入力番号として記入した任意の数値（当該数値の記入がなかった場合は、入札額の上位3桁の数値）を電子入札システムに入力して行うものとする。

- 2 落札候補者が審査の結果、不適格と認められた場合で、次に低い同価の入札をした者（総合評価落札方式を適用した場合には、次に評価値が高い者）が2人以上あるときは、前項の例により新たに落札候補者を決定する。

(入札参加資格審査及び落札者の決定等)

第25条 落札候補者は、入札参加資格審査申請書及び入札公告において指定した書類（以下「入札参加資格審査申請書等」という。）について、提出の指示のあった日を含め2日以内（閉庁日を除く。）に契約事務担当課に持参し、入札参加資格についての審査を受けなければならない。

- 2 入札執行者は、入札参加資格審査申請書等の提出日を含め3日以内（閉庁日を除く。）に審査を行わなければならない。

- 3 入札執行者は、審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たし適格と認めたときは、当該落札候補者を落札者と決定し、落札者決定通知書

により落札者に通知するとともに、電話による連絡を行い、契約締結に必要な指示を与えるものとする。

4 入札執行者は、審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たさず不適格と認めるときは、当該落札候補者に対して、入札参加不適格通知書を送付するものとする。

5 落札候補者が審査の結果不適格と認められた場合は、その者がした入札を無効とし、改めて第23条及び前条の規定に基づき落札候補者を決定し、審査を行う。以下、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。

6 入札参加不適格通知書を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に、入札参加資格を満たしていないと認められた理由（以下「不適格理由」という。）についての説明を、書面により、入札執行者に対して求めることができる。

7 入札執行者は、不適格理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して3日以内（閉庁日を除く）に、書面により回答するものとする。

第3章 郵便入札の場合の手続

（入札公告等）

第26条 入札公告は、所定の掲示場及びホームページへの掲載により行うものとする。入札公告及びダイレクト型制限付き一般競争入札関連書類の写しは、入札参加希望者が必要に応じてホームページからダウンロードして使用するものとする。

（設計図書の貸出し等）

第27条 設計図書は、原則として電子媒体に電子ファイルとして記録したものの貸出しを行うこととし、契約事務担当課での閲覧は行わない。ただし、設計図書をホームページに掲載した場合は、貸出しは行わない。

2 設計図書の貸出し等の方法は、入札公告において明らかにするものとする。

3 設計図書の貸出しを受けない者は、当該入札に参加できない。ただし、設計図書をホームページで閲覧に供した場合は、この限りでない。

(質問の受付及び回答)

第28条 設計図書に関する質問のある場合は、入札公告に示す受付期間中に、契約事務担当課に所定の様式によりファクシミリで行うものとする。

2 質問に対する回答は、回答書をホームページで閲覧に供する。

(入札方法等)

第29条 入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、入札書等を次の方法により郵送で提出しなければならないものとし、入札書等の提出期間は入札公告に示すとおりとする。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 中封筒には、入札書を入れ、封かんの上、封筒の表面に、工事又は業務委託の件名、入札参加者の商号又は名称を記載すること。

(3) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、工事費等内訳書及び入札公告に指定された書類を入れ、封筒の表面に、朱書きで「桶川郵便局留」、「ダイレクト制限付き一般競争入札」及び「入札書在中」を記入し、裏面に、工事又は業務委託の件名、施行場所名、入札参加者の商号又は名称、担当者名及び担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

2 郵送先は、桶川郵便局留とする。

3 入札書等の提出は、一般書留又は簡易書留により提出期間内に郵送先(桶川郵便局)に到達しなければならない。提出期間前又は提出期間後に到達した入札書等は、理由の有無に関わらず受理しないものとする。

4 持参、ファクシミリ等による入札書は、受理しないものとする。

5 1通の封筒に、2枚以上の入札書を入れてはならない。

6 工事費等内訳書には、工事名、工事場所、入札参加者の商号又は名称

及び氏名を記載し、押印をしなければならない。

7 契約事務担当課は、入札書等の到着確認の問い合わせには、一切応じない。

(入札書等の不受理)

第30条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、受理しないものとし、当該入札書等の提出者に、入札書等不受理通知書により通知するとともに、当該受理しない入札書等を原則として普通郵便で郵送するものとする。

(1) 前条第3項に規定する取扱い以外の方法により郵送された入札書等

(2) 入札公告に示す提出期間内に到着しなかった入札書等

(3) 外封筒に前条第1項第3号に規定する事項が記入されていない入札書等

(4) 外封筒の記載事項から得られる情報により、第5条に規定する入札参加資格又は第6条に規定する入札参加資格要件がないことが明らかなる者が提出した入札書等

(5) 外封筒の表記について、誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(入札の辞退)

第31条 入札参加者は、入札書の提出前は、いつでも入札を辞退することができる。

2 前項に定めるところにより入札参加者が入札を辞退するときは、入札公告に定めた入札書等の提出期限までに、入札辞退届を持参又は郵送(郵送については入札書等の提出期間内に到着するものに限る。)により契約事務担当課宛てに提出するものとする。

3 入札者は、入札書の提出後にやむを得ない事由が生じたときは、改札前まで辞退することができる。

4 第19条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による辞退において

準用する。

(入札執行調書への記載)

第32条 契約事務担当課は、開札日前日に入札執行調書を作成し、入札書及び入札辞退届の提出のあった全ての者を記載するものとする。

2 契約事務担当課担当者及び入札執行者は、開札前においては、いかなる理由があっても封筒を開封してはならない。

3 第36条において準用する第20条の規定により入札を中止し、又は取りやめたときは、その旨を入札執行調書に記載するものとする。

(開札)

第33条 開札は公開とし、入札公告に示す日時及び場所において、立会人2人を立ち合わせて執行するものとする。

2 立会人は、当該入札者にのみ認めるものとし、当該立会人が2人を欠けたときは、当該入札事務に関係のない職員に立ち合わせるものとする。

3 開札執行回数は、1回とし、予定価格の制限範囲内の入札がないときも、同様とする。

(入札書の無効)

第34条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 中封筒がない入札書

(2) 中封筒が封かんされていない入札書

(3) 中封筒に第29条第1項第2号に規定する事項が記入されていない入札書

(4) 同一人が入札した2通以上の入札書

(5) 発注者名、商号若しくは名称又は押印のいずれかがない入札書

(6) 発注者名の記載が誤っている入札書

(7) 金額の記入がない入札書

(8) 金額を訂正した入札書

(9) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書

- (10) 工事等件名又は施行場所名のいずれかが入札公告と一致しない入札書
- (11) 工事等件名又は施行場所名のいずれかが記載されていない入札書
- (12) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (13) 工事費等内訳書又は入札公告において示した書類を提出しない者が入札した入札書
- (14) 未記入など不備がある工事費等内訳書を提出した者が入札した入札書
- (15) 明らかに連合によると認められる入札書
- (16) 事後審査に必要な書類を、期限までに提出しない者が提出した入札書等
- (17) 入札後に辞退を申し出て、その申出を入札執行者に受理された者が入札した入札書
- (18) 前各号に掲げるもののほか、入札公告及び桶川市競争入札参加者心得（平成6年3月28日市長決裁）において示した入札条件に反した入札書

（くじによる落札候補者の決定）

第35条 開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした者（総合評価方式を適用した場合にあっては、同点の評価値となった者。以下この条において同じ。）が2人以上あるときは、落札候補者の決定を保留した上で、当該同価の入札をした者又はその代理人に、当該同価の入札をした者又はその代理人が開札に出席していないときには、当該入札事務に関係のない職員に、くじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次条において準用する第23条第2項ただし書の規定により落札候補者の決定を保留したときは、改めて入札執行者が指定する日に、くじにより落札候補者を決定するものとする。

(電子入札の場合の手続の規定の準用)

第36条 第11条、第12条、第16条から第18条まで、第20条、第23条第1項から第3項まで及び第25条の規定は、郵便入札の場合の手続に準用する。

第4章 雑則

(入札結果等の公表)

第37条 開札が終了したとき、及び落札者が決定したときは、速やかに、入札結果等の公表要領（平成10年9月30日市長決裁）第3条の規定に基づき、入札結果等を閲覧に供するものとする。

2 前項の公表までの間は、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(契約書等の提出)

第38条 落札者は、交付された契約書に記名押印の上、契約書に定める保証を付して、落札決定の日から10日以内で指定された日までに契約事務担当課に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の確定)

第39条 契約は、市長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

(議会の議決を要する契約)

第40条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年桶川市条例第5号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない建設工事又は製造の請負契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付記した仮契約書を取り交わすものとする。

(異議の申立て)

第41条 入札者は、開札後、本要領、関係法令等に基づく入札条件の不

知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が開札場所に到達しなかった場合についても同様とする。

(談合情報があった場合の対応)

第42条 談合情報があった場合は、原則として桶川市談合情報対応要領(平成14年11月5日市長決裁)により対応する。

2 談合情報により入札者からの事情聴取の必要が生じた場合は、開札日を延期し、入札書提出期限後に事情聴取を行うものとする。

3 前項の事情聴取を行うときは、工事費等内訳書の全てを提出させるものとする。

(公正な入札の確保)

第43条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

(その他)

第44条 入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をした場合は、入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことができる。

2 入札参加資格審査申請書記載の配置予定技術者等は、原則として工事又は委託業務完了まで変更することはできない。

3 この要領に定めるもののほか、ダイレクト型制限付き一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から実施する。

附 則(平成21年6月11日市長決裁)

この要領は、平成21年6月11日から実施する。

附 則(平成23年6月10日市長決裁)

この要領は、平成23年9月1日から実施する。

附 則(平成27年9月28日市長決裁)

1 この要領は、平成27年10月1日から実施する。

2 改正後の桶川市ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領は、平成27年10月1日以後に公告したものについて適用し、同日前までに公告したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月10日市長決裁）

1 この要領は、平成28年2月15日から施行する。

2 改正後の桶川市ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告したものについて適用し、同日前までに公告したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年11月14日市長決裁）

1 この要領は、平成28年12月1日から施行する。

2 この要領による改正後の桶川市ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告したものについて適用し、同日前までに公告したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月6日市長決裁）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月29日市長決裁）

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日市長決裁）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。